

後期高齢者医療制度は、少子高齢化、医療費の増大を背景に、いつでも手厚い医療が提供できるよう運営されています。

高齢者の皆さんが病院などを受診した際は、医療費の一部を窓口で支払っていただきます。

高齢者の窓口負担は、少ない負担で安心して医療が受けられるよう、原則として医療費の1割です。
(現役世代並みの所得がある人は3割負担。)

しかし入院が長引いたり、通院回数が多くなれば医療費の負担も大きくなります。この自己負担には、1か月ごとの限度額が設けられていて、1か月に支払った医療費の自己負担が限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。…**高額療養費制度**

さらに、後期高齢者医療と介護保険の両方を利用し、1年間の自己負担の合計額が基準額を超えた場合は、基準額を超えた分が払い戻されます。…**高額介護合算療養費制度**

高額療養費の支給

同じ月内に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合は、限度額を超えた分が払い戻されます。対象になる人には、後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。一度申請された人は、次回から申請の必要はなく、登録された口座に自動的に振り込まれます。(※国保は随時、申請が必要です)

なお、申請書の送付、高額療養費の払い戻しは、おおむね受診から3～5か月後になります。

■自己負担限度額(月額) 表1

負担区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% [44,400円]
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (注)	8,000円	24,600円*
		15,000円*

◎[]は、過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額

◎75歳到達月は、誕生日前の医療保険と後期高齢者医療の2つの制度にまたがるため、個人で上記の2分の1の自己負担額を適用します。

(注)区分Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)

区分Ⅰ…次の①、②のいずれかに該当する人

①世帯全員の所得額が0円である世帯に属する人

(公的年金等控除額は80万円として計算します。)

②世帯全員が市民税非課税である世帯に属し、老齢福祉年金受給者である人

高額介護合算療養費の支給

世帯内の同一の医療保険に加入している人が、1年間(8月から翌年7月)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。払戻しを受けるには、毎年申請が必要になります。対象になる人には、後期高齢者医療広域連合から申請書が平成24年2月頃送付される予定です。ただし、次の人には申請書が送付されません。

① 県外の市町村から転入してこられた人

② 他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた人

該当すると思われる人は、国保年金課医療・年金係(⑦番窓口)に申請してください。

市民税非課税世帯の人が入院する時は…

医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、窓口負担が表1中*の限度額までとなり、食事代も右記のとおり減額されます。

事前申請が必要となります。対象になるかどうか窓口または電話でおたずねください。

申請月の初日からの適用になりますのでご注意ください。

申請に必要なもの 保険証、印鑑

(区分Ⅱの人で、入院が90日を超える人:入院期間が確認できるもの)

■後期高齢者医療の基準額(年額・世帯で合計)

負担区分	基準額(年額)
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者	区分Ⅱ 31万円
	区分Ⅰ 19万円

■標準負担額(食事代・食費(1食当たり)、居住費(1日当たり))

負担区分		一般病床	医療病床	
		食事代	食 費	居住費
現役並み所得者、一般		260円	460円※	320円
区分Ⅱ	90日まで入院	210円	210円	320円
	91日超える入院	160円		
区分Ⅰ		100円	130円	320円
老齢福祉年金受給者			100円	0円

※一部の医療機関では、420円の場合があります。

老人健康者表彰を行いました

高齢者の医療費は、毎年増え続けています。小郡市の高齢者一人当たりの医療費は、平成19年から年額100万円を超えています。そのような状況下で、健康維持に努められ、前年度1年間に医療保険、介護保険どちらの給付も受けてない高齢者の方を表彰しています。

今年の表彰者は右記のとおりで、各行政区の区長さんに対象者(100名)の自宅を訪問し、表彰状を渡していただきました。

必ずしも、無受診＝健康というわけではありません。かかりつけ医をもち、常に自分の健康状態を把握し、慢性的な病気にならないよう、早期発見、早期治療に努めることも大切です。

(対象期間：平成22年4月から平成23年3月まで)

	男	女	計
小郡校区	12人	15人	27人
大原校区	8人	6人	14人
東野校区	5人	5人	10人
三国校区	7人	17人	24人
のぞみが丘校区	1人	1人	2人
立石校区	3人	10人	13人
御原校区	3人	1人	4人
味坂校区	3人	3人	6人
計	42人	58人	100人

◎問い合わせ先 国保年金課 医療・年金係 内線422

求職者向けパソコン講座受講生募集

■日 程	各コース7日間 1日3時間 計21時間	コース	ワード初級コース	エクセル初級コース	ワード中級コース	エクセル中級コース
■会 場	生涯学習センターパソコンルーム	時 間	9:30～12:30	13:30～16:30	9:30～12:30	13:30～16:30
■募集人員	各コース12人	期 間	2月20日(月)～28日(火)※土・日を除く	3月5日(月)～13日(火)※土・日を除く		
■受講料	3,500円(テキスト代を含む)					
■応募資格	①市内在住で現在求職中の人(高校、大学、専門学校などに通学している人は除きます) ②7日間の講座に参加できる人 ③初級コース パソコンの基本操作(起動・終了、マウスの操作、文字入力など)ができる人 ④中級コース 次のどちらかの条件を満たす人 (ア)基本操作(エクセルの場合：表や計算式の入力・作成など、ワードの場合：文書・図形・表の作成など)の作業ができる人 (イ) 初級コースを受講した人					
■応募方法	往復はがきに、受講希望者の住所・氏名・電話番号・希望コースを記入のうえ、申し込んでください。(返信はがきにも住所・氏名を記入してください。)※申込多数の場合は、抽選します。その際は、初級と中級の両コースを受講する人を優先します。					
■応募締切	1月31日(火)必着					
■申込・問い合わせ先	商工・企業立地課 ☎72-2111内線142 〒838-0198 小郡市小郡255-1					



問い合わせ先
つどいの広場 ぽかぽか
〒838-0106
小郡市三沢83-1(ひまわり館東野内)
75-7077
Eメール tsudo@san.bbq.jp

つどいのひろば ぽかぽかは、就学前の乳幼児とその保護者が一緒に遊べるところです。積み木や、ブロック、電車や車のおもちゃ、ままごとコーナーもありますよ。みんなで楽しく遊びましょうね。



子育て講演会のお知らせ

『乳幼児の救命救急』

～急な病気とけがの対処法～

いざというとき、知識や心構えがあると、慌てずに冷静に対応出来るのではないかと思います。この機会にぜひ、受講してみませんか。

日 時：1月23日(月)午前10時～12時
会 場：ひまわり館東野 学習室2,3
講 師：坂本峰子さん(日本赤十字社 福岡県支部)
定 員：30名

1月12日(木)午前9時より電話受け付けします。
定員になり次第締め切ります。※託児をします(要予約)。
つどいの広場でも受け付けますが、電話優先になりますのでご了承ください。

公民館の休館日のため、1月4日(水)までお休みです。

絵本の
読み聞かせは
お休みします



開室時間
月～土曜日午前9時～午後4時
日、祝日、ひまわり館の休館日
および年末年始はお休みです。
利用無料・
予約不要です。

